

県域水道一体化に向けた取組について(進捗状況報告)

1 県域水道一体化の目的・メリット	P1
2 これまでの経緯	P1
3 統合後の経営組織(広域水道企業団)の体制	P2
4 企業団本部の位置	P2
5 施設整備の具体的計画	P3
6 水道料金	P4~5
7 水道料金以外の住民負担(加入金等)	P6
8 各構成団体の一般会計からの繰出金	P6
【参考】 今後のスケジュール	P7

令和6年6月28日
水道局 県域水道一体化準備室

1 県域水道一体化の目的・メリット

背景 県内水道事業は、共通して、人口減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化の進行など、将来にわたり単独経営を続ける上で困難な課題を抱えている。

目的 県域水道一体化は、こうした課題に直面する水道事業者が、**広域で連携**して、
○施設の老朽化対策・耐震化等による強靱化と、
○そのために**必要な収入の確保により財政基盤の強化**を図ることにより、
将来にわたっての安全で安心な水道水の持続的供給を目的とし、**令和7年4月の事業統合**を目指す。

メリット ○市町村の区域を越えた施設・設備の最適化、老朽化対策の促進
○市町村の区域を超えた人的資源(人員・ノウハウ)の有効活用の促進
○市町村が個別に単独経営を続けるよりも**将来の料金上昇が抑制**

2 これまでの経緯（直近の概要）

○令和5年2月

上水道事業の統合に賛同した28団体により、統合後の運営方針である「基本計画」を策定し、「基本協定」を締結

県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、川西町、三宅町、田原本町、奈良広域水質検査センター組合

○令和6年3月・5月 第3回・第4回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会

以下の**統合後における大枠について、全28団体の首長が合意**

- ① 統合後の経営組織（広域水道企業団）の体制 P 2
- ② 企業団本部の位置 P 2
- ③ 施設整備の具体的計画 P 3
- ④ 水道料金 P 4～5
- ⑤ 水道料金以外の住民負担（加入金等） P 6
- ⑥ 各構成団体の一般会計からの繰出金 P 6

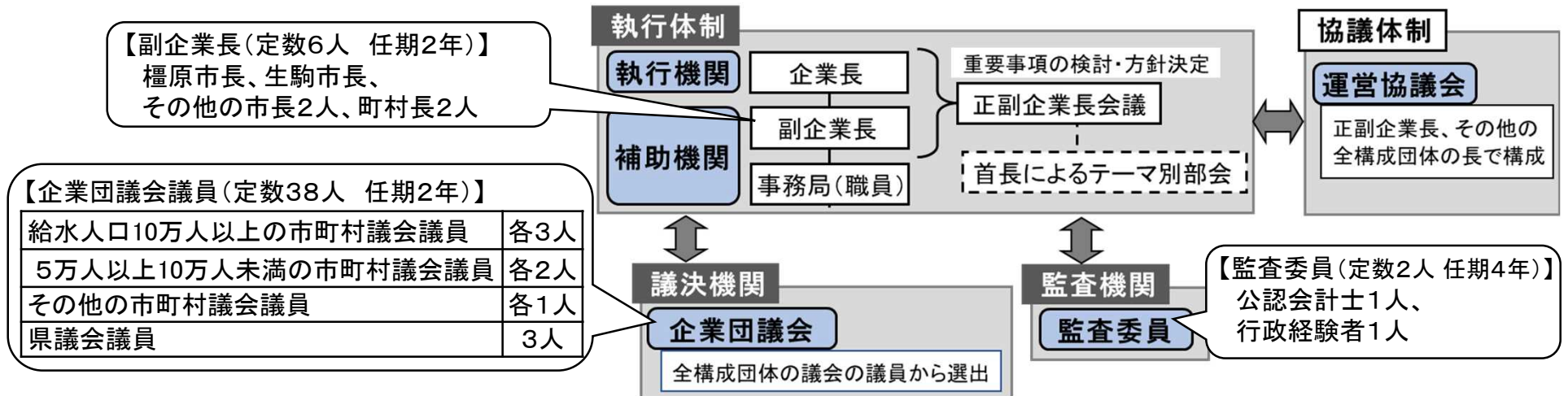
その他、市町村下水道業務の一部受託、外部団体の水質検査の受託等についても合意

概要を本日まで報告

3 統合後の経営組織（広域水道企業団）の体制

構成団体が連携して企業団運営が円滑に行える組織とする。

- **正副企業長会議**を設置（企業長・副企業長の合議で経営上の企画・立案及び方針決定）
- 正副企業長会議の下に、**首長によるテーマ別部会**を設置（経営上の重要事項について具体的検討）
- **運営協議会**を設置（重要事項等を全構成団体の長で協議）
- また、企業団議会の議員は**全構成団体の議会から選出**



4 企業団本部の位置

場所	田原本町宮古地内の県有土地・建物 (現田原本町保健センター・子育て広場) ※田原本町へ貸借中(R6年度中に終了予定)
面積	約7百㎡ ※廊下、トイレ等除
予定	R7年4月～ 使用開始（一部9月～見込）



5 施設整備の具体的計画

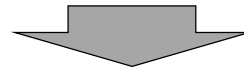
○R5年2月に策定した基本計画では、統合後の施設整備の基本方針等を記載

【基本的考え方】 将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、以下の観点から施設整備を推進

- ① 水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、県域全体で施設を最適化・効率化
- ② 施設の老朽対策を計画的に推進
- ③ 災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

【整備方針】

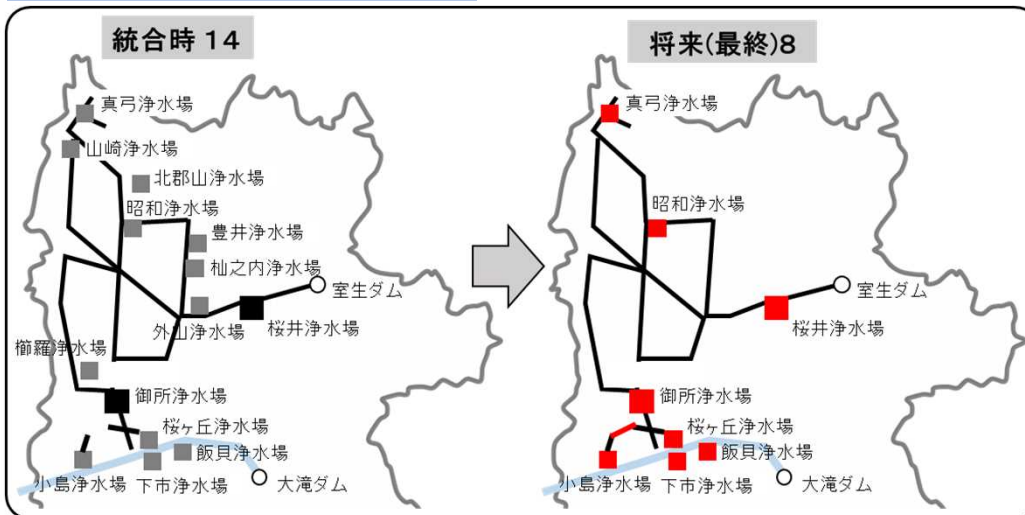
- ① 施設・設備 厚生労働省が示す更新基準年数を基本に、老朽化や耐震性の実状等を勘案して更新
- ② 管路 基幹管路、重要給水施設管路の更新を重点としつつ、健全度と重要度を勘案して優先順位を付けて更新



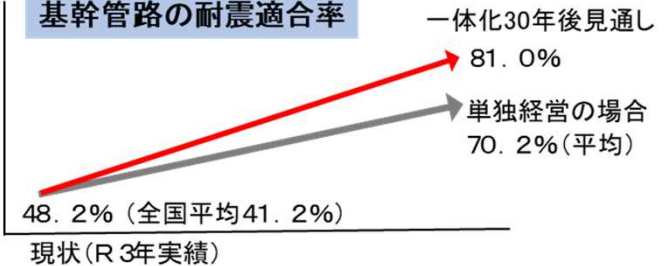
○上記の基本方針に基づき、R5年度、施設整備の2つの具体的計画を策定

- ① 広域化施設整備計画 浄水・取水・送配水施設など広域的施設の整備計画（統合後30年間の事業別・年度別事業費見込）
- ② 経年施設更新計画 老朽化が進む既存の施設・管路などの更新計画（統合後10年間の団体別・年度別等の事業費見込）

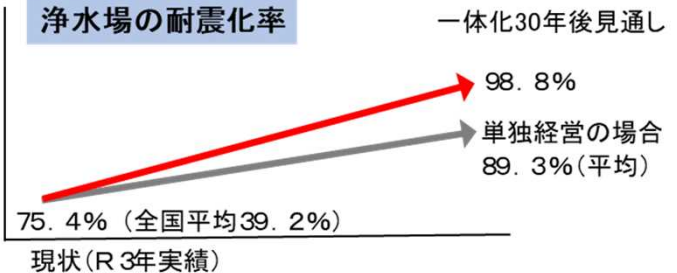
主要浄水場の集約化（イメージ）



基幹管路の耐震適合率



浄水場の耐震化率



6 水道料金

基本的な考え方

○水需要の減少や水道施設の老朽化等に対応しつつ、**健全な事業運営の持続性確保のためには、適正な水道料金等による収入の確保が重要**

○このため、**5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した料金水準により当該期間中の財政が健全に確保できるかを以下の指標に基づき検討**。また、**当該期間中も毎年度、財政の健全性に支障が生じていないかを確認**（企業団が運営する水道事業、用水供給事業別に）

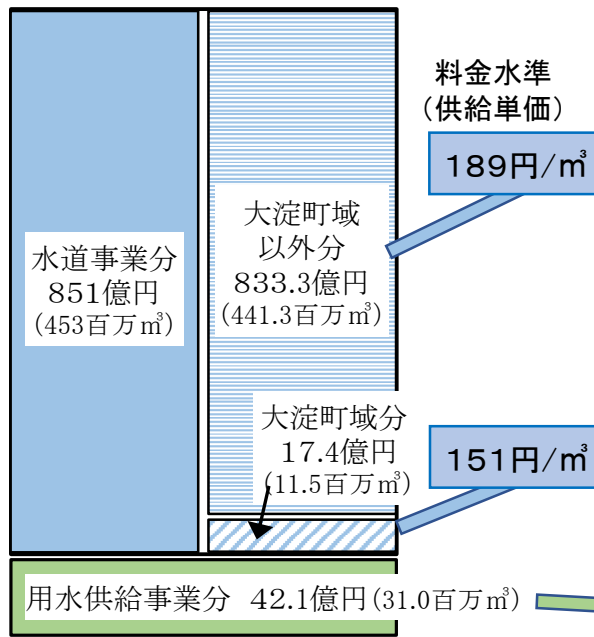
- (指標) ▷収益的収支 …… 期間中黒字が確保できるか
 ▷資金期末残高 …… 期間中の給水収益相当以上を確保できるか
 ▷企業債残高 …… 期間中の給水収益の3倍以内となるか

○料金体系は、①**統合時から統一（基本）**、②**料金面で統合効果のみられない団体（大淀町）には別料金設定（最長30年間）**、③**一体化不参加団体への用水供給料金を設定（単一料金）**

統合後5年間(R7～11)の料金体系

【5年間の必要料金収入額】

企業団全体 893億円
 (有収水量484百万m³)



必要料金収入額を確保できるように設定

大淀町域以外
統一（基本）

大淀町域
別設定

不参加団体向け
用水供給料金

(一般用)		従量料金(円/m ³)							(税抜)
口径	基本料金(円)	1~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501m ³ ~	
13mm	390								
20mm	870								
25mm	1,440								
30mm	2,170								
40mm	3,920	85	147	184	242	300	358	416	
50mm	6,830								
75mm	15,530								
100mm	28,690								
150mm	65,280								
200mm	118,230								

【経過措置(5年間)】
 単独経営の場合に比べて料金が上がる使用者には、居住市町村の統合前の料金体系を適用

※別途「浴場用」あり

(一般用)		従量料金(円/m ³)								(税抜)	
口径	基本料金(円)	1~5m ³	1~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501~1000m ³	1001m ³ ~	
		13mm	600	0							
20mm	720	(基本水量以内)									
25mm	1,872										
30mm	2,160	100	100	125	125	145	165	185	205		
40mm	4,320										
50mm	7,320										
75mm	16,320										

※別途「浴場用」あり

単一料金 136円/m³(税抜)

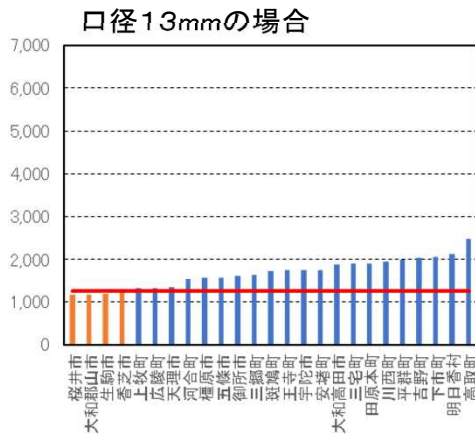
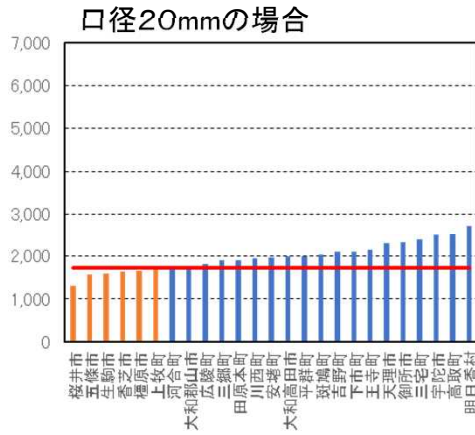
【参考】水道使用者モデルケースの1月当たり水道料金

(注)よこ線(赤色)…… 統一の料金体系による水道料金
 たて線(青色)…… 各市町村の現行の料金体系による水道料金
 たて線(橙色)…… 経過措置により現行の料金体系が適用される市町村の水道料金

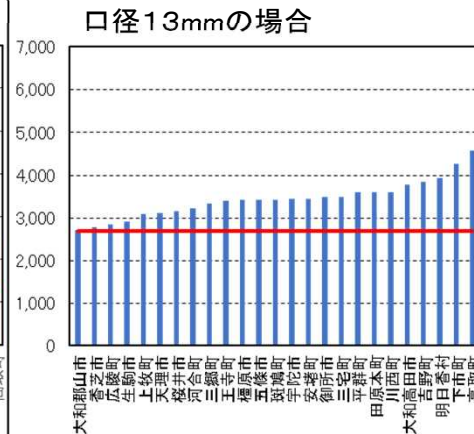
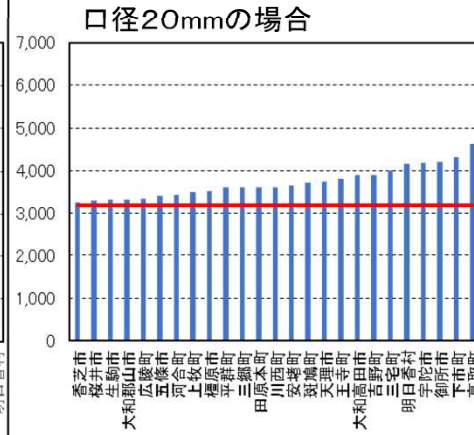
大淀町(別料金設定)を除く。

一般家庭層想定

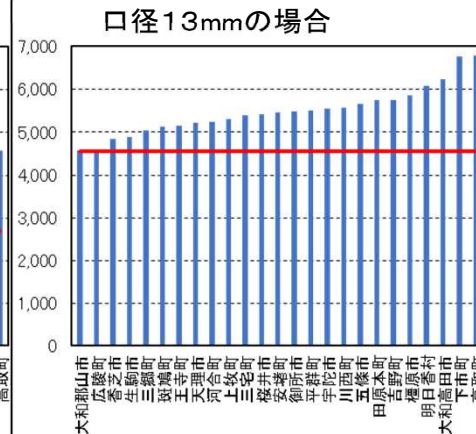
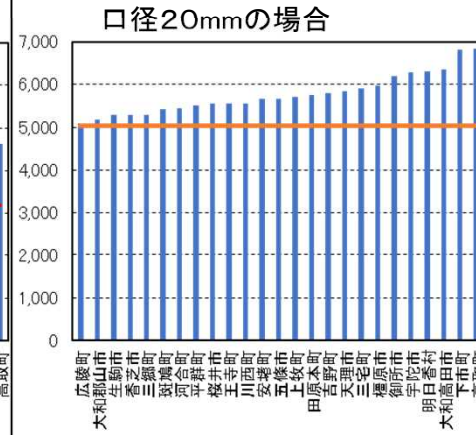
月使用量10m³の場合



月使用量20m³の場合

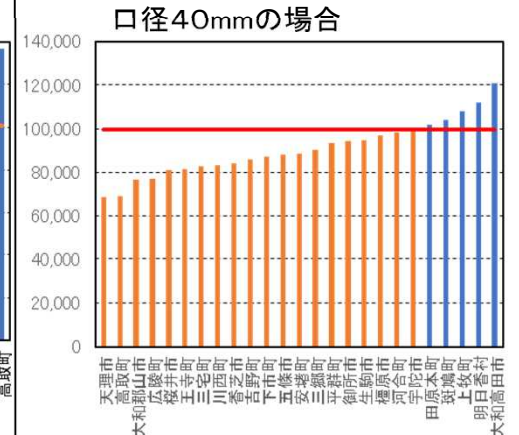


月使用量30m³の場合

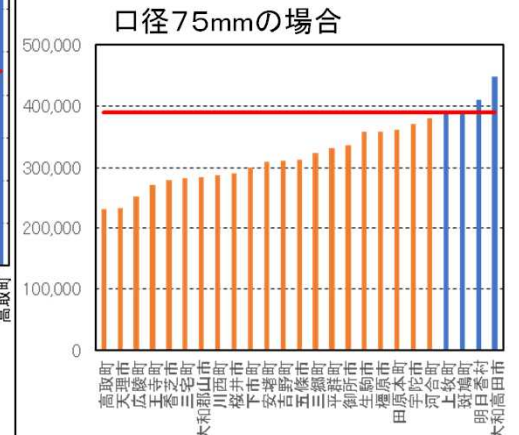


中・大口需要層想定

月使用量300m³の場合



月使用量1,000m³の場合



7 水道料金以外の住民負担（加入金等）

○水道利用者等から徴収する加入金、工事負担金、手数料や水道料金の減免等の取扱を、**統合時に統一**

①加入金	メーター口径別^(※1)に加入金の額を統一 （経過措置（5年）あり） (※1)10区分のメーター口径（水道料金体系の区分と同じ）
②工事負担金	原因工事別^(※2)に工事負担金の額の算出方法を統一 (※2)公共工事等／消火栓の設置工事／消火栓の維持管理工事
③手数料	種別ごと^(※3)に手数料の額を統一 (※3)指定手数料／更新手数料／設計審査手数料／工事検査手数料／ 給水装置基準違反確認手数料／諸証明発行手数料
④水道料金の減免	減免の対象^(※4)及び減免水量の算出方法を統一 (※4)漏水／管末給水栓での水質検査用の採水に限定
⑤地下水利用から上水道利用へ転換した場合の水道料金の軽減	軽減の対象^(※5)及び軽減する水道料金の算出方法を統一 (※5)地下水施設が廃止又は封鎖されていること等の要件を満たす者に限定

8 各構成団体の一般会計からの繰出金

○一般会計から水道事業会計への繰出の取扱を、**統合時に統一**

①繰出基準の繰出対象経費のうち、以下の経費 イ) 本来一般行政の責任により負担すべき経費 ・消火栓の設置・維持に要する経費 ・児童手当の支払に要する経費 ロ) 特定の地域の事情により生じている経費 ・高料金対策に要する経費（統合前の高料金対策分） ・統合前の旧簡易水道施設に係る建設改良のための企業債元利償還に要する経費 ・上水道未普及地域解消のための施設整備に要する経費 など	該当団体から繰出基準額を企業団へ繰出し (経費発生の間)
②繰出基準外で独自に繰出されてきた経費（構造的要因 ^(※) によるものを除く。） ・企業誘致に伴う配水管等整備のための企業債元利償還に要する経費 など <small>(※)水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、有収水量1㎡当たり 管路延長のすべてが県内上水道平均以上である団体に限定。</small>	該当団体から企業団へ繰出し (経費発生の間)

【参考】今後のスケジュール

時 期		主 な 事 項
R6年度	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・企業団規約(案)、基本計画改定(案) 等
		<ul style="list-style-type: none"> ✓【全構成団体】各議会(9月議会)へ企業団設立議案等提案 ✓【全構成団体(連名)】国へ一部事務組合(企業団)設立許可申請 ✓その他準備
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合(企業団) 設立
		<ul style="list-style-type: none"> ✓【全構成団体】各議会へ関係議案提案(関係条例等廃止議案 等) ✓【全構成団体】国又は県へ事業廃止許可申請 ✓【企業団】企業団議会へ関係議案提案(関係条例制定議案、予算案 等) ✓【企業団】国へ事業認可申請・国交付金要望 ✓その他準備
R7年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○事業統合